

市第88号議案 障害者スポーツ文化センターの指定管理者の指定

1 提案理由

令和4年3月末で指定の期間が終了する障害者スポーツ文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 施設の概要

名称	所在地	開館日	設備
障害者スポーツ文化センター			
ラポール上大岡	港南区上大岡西一丁目6-1	令和2年1月10日	トレーニング室、健康相談室、体育室、創作エリア等
横浜ラポール	港北区鳥山町1,752番地	平成4年8月28日	プール、アリーナ（大・小体育館）、屋外・地下グラウンド、ボウリングルーム、聴覚障害者情報提供施設、ホール、大・小会議室、多目的室、創作工房、おもちゃ図書館等

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 指定管理候補者の概要

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所在地	港北区鳥山町1,770番地
代表者	理事長 小出 重佳
主な業務内容	・障害者スポーツ文化センターの運営 （横浜ラポール指定期間：平成28年4月1日から令和4年3月31日まで） ・横浜市総合リハビリテーションセンターの運営 ・障害児通所支援事業 他

5 選定について

横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会を開催し、非公募により、現指定管理者である社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等の審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

6 指定管理者選定評価委員会の構成

学識経験者、税理士、身体障害、知的障害及び精神障害のある利用者の代表者等で構成しました。

裏面あり

7 選定経過

時 期	経 過
令和3年3月15日	第1回選定評価委員会 (委員長選出、申請要項の決定等)
令和3年3月22日 ～令和3年5月10日	申請要項の配布及び応募書類の受付期間
令和3年6月21日	第2回選定評価委員会 (面接審査、指定管理者候補者の選定)